

議 案 第 66 号

松戸市職員の退職管理に関する条例の制定について

松戸市職員の退職管理に関する条例を別紙のように定める。

平成28年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地方公務員法の改正に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるため。

## 松戸市職員の退職管理に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、市の職員（条件付採用期間中の職員、臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下「職員」という。）であった者であって、離職後に再就職したものの退職管理に関し必要な事項を定めることにより、職員の退職管理の適正化を図り、もって公務の公正性及び市民の信頼を確保することを目的とする。

### (再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項に規定する再就職者のうち、管理職員（管理又は監督の地位にある職員として規則で定めるものをいう。以下同じ。）の職に離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた市の執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）に対し、契約等事務（同項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

### (任命権者への届出)

第3条 管理職員の職に就いている職員であった者は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職時の任命権者又はこれに相当する任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。

(公表)

第4条 市長以外の任命権者は、前条の規定により届出を受けた事項について、遅滞なく、市長に報告しなければならない。

2 市長は、毎年度、前条の規定による届出及び前項の規定による報告を取りまとめ、規則で定める事項を公表するものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行し、第3条の規定は、同年3月31日以後に退職した管理職員の職に就いている職員であった者から適用する。